

議案第91号

小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例について

小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和45
年小松島市条例第48号）の一部を別紙のように改正する。

平成29年12月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和45年小松島市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号ア中「100分の170」を「100分の175」に改め、同号イ中「100分の136」を「100分の140」に改め、同号ウ中「100分の102」を「100分の105」に改め、同号エ中「100分の51」を「100分の52.5」に改める。

第2条 小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号ア中「100分の155」を「100分の157.5」に改め、同号イ中「100分の124」を「100分の126」に改め、同号ウ中「100分の93」を「100分の94.5」に改め、同号エ中「100分の46.5」を「100分の47.25」に改め、同項第2号ア中「100分の175」を「100分の172.5」に改め、同号イ中「100分の140」を「100分の138」に改め、同号ウ中「100分の105」を「100分の103.5」に改め、同号エ中「100分の52.5」を「100分の51.75」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「条例」という。）の規定は、平成29年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。